

第202300111169号  
令和5年7月24日

県内介護サービス事業所等を運営する法人代表者様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長  
(公印省略)

【県からのお願い】今夏の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策の徹底について（通知）

日ごろ、高齢者福祉行政への格別のご協力をいただくとともに、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、既に一部地域では感染の拡大がみられており、本県においても高齢者施設等における感染者の発生が徐々に増加している状況です。

今後、夏に向けてさらなる感染拡大の恐れもあることから、下記についてご留意いただき、再度、感染対策の徹底に努めていただくよう改めてお願いします。

記

#### 1. 感染防止対策の再徹底をお願いします

2か所以上を開放しての換気や頻回かつ丁寧な消毒といった基本的な感染対策について、施設内での実施を改めて徹底いただくようお願いします。

#### 2. 医師、医療機関との普段からの連携をお願いします

協力医療機関、利用者のかかりつけ医等と平時から連携し、陽性者の早期発見、感染拡大防止と早期治療につなげていただくようお願いします。なお5月8日以降は保健所による入院調整は行われませんので、嘱託医、協力医、かかりつけ医と連携のうえ入院を要する方の入院調整、施設内療養体制の確保等を行ってください。

#### 3. 県の感染防止対策支援について

これまで県が実施してきた下記の施策については、当面継続します。施設の職員、利用者で陽性者が発生した場合は、これらの施策も活用しながら感染防止対策に努めていただくようお願いします。

- ・福祉・医療感染対策センターによる感染状況の把握  
(直近1週間で5名以上の陽性者が発生した場合には、速やかな報告をお願いします。)
- ・PCR検査等費用、陽性者発生等に伴うかかり増し経費に対する支援
- ・陽性者発生施設への感染管理認定看護師の派遣

#### 4. 退院患者の介護保健施設における受入について

症状が軽快し感染リスクが低下している方について、介護保険施設において適切に受け入れていただくようお願いします。

なお、介護保険施設において、医療機関から退院した患者(当該介護保険施設から入院した者を除く。)を受け入れた場合には、介護報酬上の臨時的な取扱いとして、当該者について、退所前連携加算(500単位)を入所した日から起算して30日を限度として算定することが可能です。

連絡先 福祉・医療施設感染対策センター  
080-6460-8923